



# 法人税の「青色申告」とは

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井満広

掲載(予定)テーマ

- ①法人税の成り立ち
- ②税金のベースとなる「所得」
- ③売上原価と仕入原価
- ④利益と所得の調整とは
- ⑤会計と税法の調整項目
- ⑥法人税の「青色申告」とは

「青色申告」とは、「所定の帳簿に基づいて所得を計算し、税金を申告する」ことをいいます。

青色申告で提出する申告書を「青色申告書」、青色申告書を提出する法人を「青色申告法人」といいます(青色申告以外はそれぞれ「白色申告」「白色申告書」「白色申告法人」と呼びます)。

青色申告は終戦間もない昭和25(1950)年、アメリカの経済学者だったシャープ博士の提言で導入されました。「すっきりした青色」の気持ちよいイメージから「青色」の名称になったといわれています。事業者の記帳慣行が乏しかった当時、正しい記帳による申告を普及させることで、税収を確保するねらいがありました。青色申告を行なう法人の割合は当初(昭和25年度)は50%未満だった

ようですが、現在は90%以上の会社が青色申告を行なっています。

### 青色申告には特典がある

青色申告法人には、次のような特典が設けられています。

- (1) 青色欠損金の繰越控除  
青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額を、翌期以降に繰り越せる制度です。  
たとえば、欠損金を控除する前の所得金額が300万円、前年度以前から繰り越された青色欠損金が100万円だった場合、差引200万円が当事業年度の所得金額となります。繰越しできる期間は9年(平成30年4月1日以後に開始する事業年度は10年)となっています(図表1参照)。

等)以外の法人には、控除限度額があります(図表2参照)。

なお、欠損金が生じた事業年度が青色申告であれば、控除する事業年度は白色申告であってもかまいません。

### (2) 青色欠損金の繰戻還付

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額を、前期の所得に繰戻し(相殺)して、前年度に納めた法人税を還付してもらえる制度です。  
たとえば、前期の所得金額が100万円、前期の青色欠損金が40万円だったとします。欠損金を繰り戻した所得金額は60万円、法人税が9万円となります。差額の6万円が還付となります。繰戻還付の適用できる法人は資本金1億円以下の中小法人等で、繰戻しの対象となる期間

たたとえば、前期の所得金額が100万円、前期の青色欠損金が40万円だったとします。欠損金を繰り戻した所得金額は60万円、法人税が9万円となります。差額の6万円が還付となります。繰戻還付の適用できる法人は資本金1億円以下の中小法人等で、繰戻しの対象となる期間

図表1 青色欠損金の繰越期間  
(3月決算の場合)

発生年度	繰越期間	期限
H21.3期	9年	H30.3期
H22.3期		H31.3期
H23.3期		H32.3期
H24.3期		H33.3期
H25.3期		H34.3期
H26.3期		H35.3期
H27.3期		H36.3期
H28.3期		H37.3期
H29.3期		H38.3期
H30.3期	10年	H39.3期
H31.3期		H41.3期

法人が特定の機械や設備等を購

図表2 青色欠損金の控除限度額

繰越控除する事業年度	控除限度額
H29.4.1~H30.3.31 開始事業年度	所得金額の55%
H30.4.1以後に 開始事業年度	所得金額の50%

入した場合、通常の償却費に上乘せして償却費を計上する制度を「特別償却」といいます。  
また、法人が特定の機械等の購入や一定の雇用促進等をした場合、「法人税額の一部を控除する制度を「特別控除」といいます。特別償却や特別控除を適用できる法人は原則、青色申告法人です(サービスタ付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却など白色申告法人でも適用できる特別償却もあります)。

資産(少額減価償却資産)を一括で損金に計上(年300万円まで)できる制度です。青色申告法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の中小企業者等が対象となります。

### (5) 推計による更正または決定の禁止

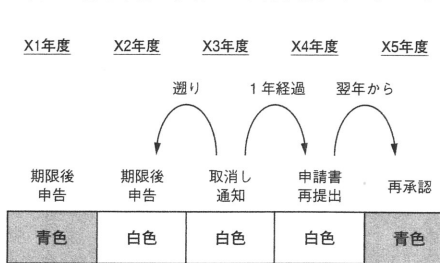
納税者が提出した申告書に誤りがあった場合、税務署長の権限で税額を訂正することを「更正」といいます(納税者が自主的に訂正する場合は「修正(申告)」とい

「増額更正」と税額が増える「減額更正」があります。また申告書を提出していない人に対し、調査に基づいて税務署長が税額を決めることを「決定」といいます。税務署長は更正や決定をする場合、事業の種類や規模等から推測して税額を計算(「推計計算」といいます)できることとなっていますが、青色申告書を提出している法人は推計計算の対象から除外されています。

### 青色申告書を提出できる場合とは

青色申告書を提出することができるとは、次の2点です

図表3 青色申告の取消しから再承認までのイメージ



### (1) 帳簿書類の記録・保存

複式簿記のルールに従った総勘定元帳等や棚卸表を作成し、これらの帳簿書類を7年間保存しなければいけません。

### (2) 税務署長の承認

納税地の所轄税務署長に「青色申告の承認申請書」を提出してあらかじめ承認を受ける必要があります。なお、承認申請書の提出期限は原則、承認を受けようとする事業年度開始の日(設立初年度は設立の日以後3か月を経過した日または設立初年度の事業年度終了の日のいずれか早い日)の前日と

なっています。

### 青色申告の取消し・取りやめ

次のような一定の事実(取消理由)があった際は、その事実があった事業年度まで遡って青色申告を取り消されることがあり、各種の特典も適用されなくなります。帳簿書類の備付け、記録または保存が法令に従っていない・取引の一部を隠蔽・仮装して帳簿書類に記載している・2期連続で確定申告書を提出期限までに提出しなかった(2期目から白色申告) など

青色申告が取消しになっても「青色申告の承認の取消通知」を受領した日から1年を経過すれば、改めて「青色申告の承認申請書」を提出することができます。ただし、取消しから再承認まで最低でも3年間は白色申告となります(図表3参照)。

自主的に青色申告をやめること(青色申告の取りやめ)もできます。青色申告の取りやめは、やめようとする事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、「青色申告取りやめの届出書」を、納税地の所轄税務署長に提出します。

平井満広 税理士事務所代表。「会計を通して人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。